

測量成果及び測量記録閲覧所の場所を定める達

制定 平成二十年国地達第十五号

改正 平成二十九年国地達第十四号

改正 令和六年国地達第十六号

(趣旨)

第一条 測量法施行規則(昭和二十四年建設省令第十六号)第二条の三第二項に規定する測量成果及び測量記録閲覧所の場所は、この達の定めるところによる。

(閲覧所)

第二条 測量成果及び測量記録閲覧所は、次の各号の庁舎内に設ける。

一 茨城県つくば市北郷一番

国土交通省国土地理院

二 北海道札幌市北区北八条西二丁目一番一

- 三 宮城県仙台市宮城野区五輪一丁目三番十五号  
国土交通省国土地理院北海道地方測量部
- 四 東京都千代田区九段南一丁目一番十五号  
国土交通省国土地理院東北地方測量部
- 五 富山県富山市牛島新町十一番七号  
国土交通省国土地理院北陸地方測量部
- 六 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目五番一号  
国土交通省国土地理院中部地方測量部
- 七 大阪府大阪市中央区大手前四丁目一番七十六号  
国土交通省国土地理院近畿地方測量部
- 八 広島県広島市中区上八丁堀六番三十号  
国土交通省国土地理院中国地方測量部

九 香川県高松市サンポート三番三十三号

国土交通省国土地理院四国地方測量部

十 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号

国土交通省国土地理院九州地方測量部

十一 沖縄県那覇市おもろまち二丁目一番一号

国土交通省国土地理院沖縄支所

附 則

この達は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則

この達は、平成二十九年十一月十三日から施行する。

附 則

この達は、令和六年八月十三日から施行する。